

別表 審査基準

項目	評価の着眼点	点数	加重		配点
1 実施体制・業務遂行能力	(1) 海外における専門知識等を有し、業務遂行体制が整備されている	10	×0.5	=	5
	(2) 海外における農産物の輸送・販売又は販売促進活動の実績があり、業務を確実に遂行できる	10	×1	=	10
2 見本市を活用した本県産農産物に係る調整及びPR等	(1) 本県産農産物のプロモーションを円滑に実施できるよう、現地事務局及び関係団体等と調整ができる	10	×0.5	=	5
	(2) 現地実需者に対し、本県産農産物の効果的なPRが実施される手法が提案されている	10	×1	=	10
	(3) プロモーションに必要なサンプル用の本県産農産物・県産品や備品の手配ができる	10	×1	=	10
	(4) 本県産農産物の販促資材を作成し、プロモーションの際に配布しPRができる	10	×1	=	10
	(5) 本県産農産物の試食提供に係る手配及び提供ができる	10	×1	=	10
	(6) 見本市に参加した実需者に対し本県産農産物に係るアンケートの実施及びとりまとめができる	10	×1	=	10
	(7) 新型コロナウイルス感染症を勘案したプロモーションが実施できる	10	×1	=	10
3 その他の業務	(1) 現地での移手段や通信手段、通訳の手配等について柔軟に対応ができる	10	×0.5	=	5
4 経費	(1) 経費の積算は適切である	10	×0.5	=	5
5 発展性	(1) 本県産農産物の輸出拡大への期待ができる	10	×1	=	10
合 計					100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

・配点が5点の項目は、10～1の評価基準の数に0.5を乗じた数を得点とする。